

# 社会福祉法人むべの里光栄 行動計画

## 【1】女性活躍推進法の行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備のため、次のよう  
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2025年4月1日～2030年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

<目標1>

**全職員一か月あたりの平均残業時間を10時間以内とする**

- 2025年4月～ 所定外労働の原因と時間を事業所ごとに集計する。
- 2026年4月～ 集計した結果を分析し業務内容の見直しを検討する。
- 2027年4月～ 事業所ごとに業務効率化に向けての計画を策定する。
- 2028年4月～ 業務効率化及び残業時間削減の好事例を収集し、事業所から法人内に  
取り組みを発表し広げる。

<目標2>

**全職員の有給休暇取得率を75%以上とする**

- 2025年4月～ 職員の毎月の有給休暇取得率をデータ化し、上司に情報提供する。
- 2026年4月～ 事業所ごとに有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 2027年4月～ 有給休暇取得率向上計画に基づいた各事業所での取組の結果を振り返り、  
目標達成に向けた計画の見直しを行う。

## 【2】次世代育成支援対策推進法の行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2025年4月1日～2030年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

<目標1>

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を50%以上とする。

2025年4月～ 職員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。

2026年4月～ 事業所における休業者の業務カバー体制を検討・実施する。

2027年4月～ 育児休業取得予定の職員及び育児休業から復職した職員に対しての相談窓口を設置する。